

コロナ禍において、従業員の雇用の維持・確保を図りたい。

【事業の概要】

○目的

県内の雇用情勢が新型コロナウイルス感染症の影響を受け
る中、雇用の維持を図るため、雇用調整助成金等の支給決定
を受けた県内中小企業事業主に対する支援を実施するととも
に、雇用機会の創出を図るため、離職者の雇用支援や短期雇
用の機会を確保

(1) 緊急雇用維持助成金

国の雇用調整助成金等に、本県独自の上乗せ助成を実施
(従業員の休業や出向に伴う事業主負担を軽減)

○対象

長崎労働局から「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成
金」「産業雇用安定助成金」の支給決定を受けた県内中
小企業事業主

○助成率(1事業主あたり100万円が上限)

国の助成率	県の助成率	事業主負担
4/5	1/10	1/10
9/10	1/20	1/20
10/10	—	—

(2) 緊急雇用維持アドバイザー

雇用調整助成金等の申請や出向における労務管理等に対
する助言等を行うアドバイザー(社会保険労務士)を事業所に
派遣(無料)

(3) 離職者雇用促進助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者を
雇用し、事業の継続等を計る事業主を支援

○対象労働者

令和2年4月1日以降に新型コロナウイルスの影響によ
り離職した方

○対象事業主

対象労働者を令和3年3月12日以降に無期又は有期
雇用労働者として3ヶ月以上継続して雇用した県内中小
企業事業主

○助成額(1事業主あたり2人まで)

無期雇用:対象労働者1人あたり30万円(最大)

有期雇用:対象労働者1人あたり15万円(最大)

(1)～(3)の申請先

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所:長崎市尾上町3-1

電話:095-895-2714

【問い合わせ先】

産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 担当者:榮岩

電話:095-895-2714

FAX:095-895-2582

E-mail:s05460@pref.nagasaki.lg.jp